

# 視 座

## 遠島は人を更生させることができるか？

宮城県医師会常任理事

木 村 光 宏

### 緒 言

先日、有名女優が搬送先の病院で看護師に暴力を振るい、逮捕・留置されたというニュースを耳にした。留置施設とは、いわゆる警察の「ブタ箱」である。私自身も、昔の話だが古川警察署の留置施設に入ったことがある。もちろん、罪を犯して入ったわけではない。父が警察医として勤務していた時期に、「往診の助手」と称して同行させられたものである。当時は中学生だったので、規則が緩かったのか、父が強引だったのかは今となってはわからないが、父なりの社会教育だったのかもしれない。そんな私も今では医師会の一員として、留置施設視察委員会の活動に関わっている。本稿ではその仕事内容に触れながら、留置施設における諸課題について述べたい。

### 1. 留置施設とは

宮城県には24カ所の留置施設があり、拘置所は3カ所、刑務所は1カ所存在する。日常ではあまり耳にしない用語であるため、まずは「留置施設」「拘置所」「刑務所」の違いについて簡単に説明する。

- ①留置施設：警察が管轄し、逮捕・勾留中の被疑者を一時的に収容する施設。原則として48時間以内に検察官へ送致される。
  - ②拘 置 所：法務省が管轄し、起訴された被告人や死刑確定者を収容する施設。裁判中の被告人や刑が確定する前の人が対象。
  - ③刑 務 所：法務省が管轄し、有罪判決が確定した受刑者を収容し、更生を目的とする施設。
- 要約すると、留置施設は「捜査中」、拘置所は「起訴後や裁判中」、刑務所は「服役中」の人が対象である。

### 2. 留置施設の問題点

留置施設にはさまざまな課題が存在し、改善が求められている。

#### ①施設の老朽化

県内の警察署には築50年以上のものも複数あり、当然のことながら現在の水準でみれば衛生設備やバリアフリー対応が不十分である。自死を予防する観点で介護用具や日用品の使用にも厳しい制限があり、高齢者や障害者への配慮も容易ではない。

#### ②収容の過密化

刑務所・拘置所では収容能力を超過した状態が続いているため、留置施設が長期収容の代替施設となっている。半年以上収容されるケースもあり、精神的ストレスでのトラブルや持病悪化のリスクも懸念されている。

#### ③人権・処遇上の課題

起訴前の被疑者に対する人権意識の高まりから、適切な処遇が求められている。特に女性や外国人被留置者への対応が不十分で、専用スペースや通訳体制の整備が求められている。

#### ④職員の負担増

警察官が刑務官に相当する業務を担っており、業務の多様化と多忙化により心身への負担が増大している。特に高齢・精神疾患の被留置者への対応には食事や排泄の介助も含めて専門的支援が求められている。

### ⑤医療体制の不備

医療スタッフが常駐していないのが普通で、緊急時の対応や持病・精神疾患への継続的対応に課題がある。

### ⑥予算の制約

留置施設の改善に特化した予算が存在せず、各警察署の限られた予算内で対応を迫られている。

## 3. 留置施設視察委員会とは

留置施設視察委員会は、施設の適正な運営と被留置者の人権尊重を目的とし、外部有識者による第三者的な評価と助言を行う組織である。構成メンバーは法律、医療、福祉、教育などの専門家および民生員など地域住民の代表であり、宮城県では年4回、計8カ所の施設を視察している。

主な活動内容は以下のとおりである。

- ①処遇状況の確認
- ②職員との意見交換
- ③問題点の指摘と助言
- ④年次報告書の作成・提出

委員会の提言は運営改善に反映され、報告内容は原則として公表されている。

## 4. 医師会の関わり

医師会は医療の代表として関わり、環境の問題点を専門的な視点で助言し、改善を図っている。この2年間の指摘事項は以下のとおりである。

- ①コロナ禍での感染対策 留置所内の動線の確認と助言 飛沫感染の予防策 留置所内の湿度管理
- ②皮膚感染症に対する対策 床しらみ、疥癬、エムボックス等に対する寝具管理の工夫と改善について
- ③職員のメンタルファウンデーション 職員の心理的サポートの必要性と方法論について
- ④高齢者に対する介護器具の活用について 自死予防で常設できない器具の使用法の工夫について
- ⑤食事の栄養とバランスの評価 長期留置者が増加しているため、その栄養管理について
- ⑥精神疾患への診療体制について 地域医師会のサポートについて
- ⑦認知症の被留置者に対して 要介護者へのサポートについて

1年を通して指摘ならびに助言した内容は報告書にまとめられ、宮城県下の全留置施設で共有されている。

## 5. 今後の課題と提言

犯罪者数の増加に伴い、本来は短期間収容を前提とする留置施設が長期収容の場となっていることは、早急に是正されるべき問題である。警察官が刑務官の役割を担う現状は、警察官と被疑者の双方にとって望ましいものではない。加えて、高齢化・認知症・精神疾患対応、さらには多国籍化による宗教や食事への配慮など、施設の役割は以前に増して多様かつ複雑化している。こうした課題は、単なる治安維持だけでは解決できない。今後は収容能力だけでなく、多様性に対応しやすい更生施設の増設が喫緊の課題である。

留置施設は刑事司法制度において極めて重要な存在であり、その適正な運営は社会全体の信頼につながる。医師会としても引き続き積極的に関与していくことが重要である。

### あとがき

「遠島は人を更生させることができるか？」歴史を振り返れば、「遠島刑（島流し）」という刑罰が存在した。政争に敗れた天皇や有力武将もそれぞれの時代においてこの刑に服していた。「厳しい自然環境の中に身を置き、自給自足生活を強いて、自身の過去を見つめ直す時間を与える」「維持コストを節約できる」「収容能力がある」「小さなコミュニティの中で社会性を学ばせる」管理する側からすれば、利点ばかりあるように思えるが、現代社会においてはこのような手法は人権上の問題になってしまう。今求められているのは、人権を尊重しつつ更生と社会復帰を促進できる新たな更生施設の在り方であり、良くも悪くも自立的なワイルドな環境を強いてはいけなないのである。人権に優しく、人を更生させる「現代版の遠島」を日本のどこかに見出せないものであろうか？

